

◆申告書を書いてみよう

左側の申告書の説明や「申告の手引き」などを参考に書いてみましょう。国税庁ホームページにも、確定申告に必要な用紙（申告書や添付書類）や確定申告に関する手引き、書き方などの情報が掲載されています。これらも参考に少くも書いてあれば、申告相談

はスムーズになります。

国税庁ホームページは、<http://www.nta.go.jp>

◆ホームページ

確定申告書を作成できる

国税庁ホームページ中の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税の確定申告書などを作成できます。

国税電子申告・納税シス

テム(e-Tax)を利用して所得税の確定申告を提出



すると、所得税額から最大5000円の控除(条件有り)が受けられます。平成19・20年分で控除を受けた人は再度受けることはできません。

◆所得税の納期限は

3月15日(月)

確定申告による所得税の納期限は、確定申告書の提出期限と同じ3月15日(月)で

す。納期限内に申告・納税を済ませましょう。

◆還付申告は受付中

給与収入や公的年金等収入のある人で、所得控除などの追加で、源泉徴収された所得税が戻ってくる還付申告を、1月25日(月)からイオンモール倉敷の申告会場で受付中です。

ホームページ「申告の手引き」を参考に書いてみよう

申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも「申告の手引き」などを参考に、「自主記載をお願いしています。なお、申告書は郵送で提出することもできます。」

▼所得

その年中に収入することが確定した金額(収入金額)から、収入金額を得るためにその年中に支払うことが確定した金額(必要経費)を差し引いた額。

所得の種類として、事業所得(営業・農業・外交員・大工業・左官業などから生じる所得)、不動産所得(地代・家賃など)、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得(公的年金等・個人年金・原稿料・シルバー人材センターからの配分金など)、譲渡所得(分離課税の土地建物等の譲渡・株式の譲渡など)、一時所得(生命保険契約等に基づいて支払を受ける満期返戻金など)があります。

▼総所得金額等

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用して計算した所得金額の合計額。

▼合計所得金額

分離課税の土地建物等の譲渡所得に係る特別控除前で純損失等の繰越控除の規定を適用しないで計算した所得金額の合計額。

源泉徴収税額

給与・公的年金等の支払の際、支払者によって事前に差し引かれている所得税。

▼所得控除

所得から差し引くことのできるもので、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配偶者特別控除、寡婦(夫)控除、勤労学生控除、障害者控除、基礎控除があります。

▼年末調整

給与の支払を受ける人で、毎月源泉徴収されていた所得税額と、その年の給与の総額について納めなければならない所得税額とを比べて、その過不足を精算する手続きのことです。

【用語解説】

社会保険料控除

本人や、生計を一にする配偶者、親族が負担すべき社会保険料(健康保険料、国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料など)をその年中に支払った場合、その全額。ただし、年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料、国民健康保険税(料)は、本人以外の申告には使えません。

生命保険料控除・地震保険料控除

その年中に支払った生命保険料や個人年金保険料、地震保険料によって差し引かれる額が決まります。

雑損控除

火災や風水害、盗難などで受けた被害額から、保険などで補てんされた金額と、定められた一定の額を差し引いた残額。

医療費控除

その年中に病気や出産などで支払った医療費の合計金額から、保険などで補てんされた金額を差し引き、さらに10万円か総所得金額等の5%相当額のいずれか少ない金額を差し引いた残額。

寄附金控除

国や地方公共団体(ふるさと納税も)、日本赤十字社などに寄付した額の合計額か、総所得金額等の40%相当額のいずれか少ない金額から、5000円を差し引いた残額。

配偶者控除・扶養控除

その年中の合計所得金額が38万円以下で生計を一にする配偶者や扶養親族により額が決まります。※給与収入のみの場合は、収入金額が103万円以下の配偶者や扶養親族が対象。

市県民税の住宅ローン特別控除 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出が不要!!

新たに平成21年から平成25年末までの入居者も対象に

所

得税で控除しきれなかった住宅ローン控除の額を市県民税から控除する「住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)」。新たに平成21年から平成25年末までに入居する人も、この対象になりました。また、これまで「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、今回の申告から原則不要となります。

市県民税から控除される額は、所得税で控除しきれなかった額か、所得税の課税総所得金額等の5%の額(上限9万7500円)のいずれか小さい額です。

対象 所得税から住宅ローン控除を全額控除できなかった人で、平成11年から平成18年末までか、平成21年から平成25年末までに入居した人

手続き

▼平成21年から平成25年末までの入居者 1年目は、所得税の住宅ローン控除を確定申告。2年目以降は、年末調整か確定申告。市への申告は不要。

▼平成11年から平成18年末までの入居者 年末調整か確定申告。市への申告は不要。

その他 ①平成19年から平成20年末までに入居した人は、所得税の控除期間

を15年に延長する特例が設けられているため、市県民税の控除の対象になります。

②平成11年から平成18年末までの入居者で、課税山林所得がある人や平均課税の適用を受ける人などで、従前の申告による計算方法が有利な場合は、平成22年3月15日(月)までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を、税務課に提出してください

税の申告 お早めに!

申告相談についての問い合わせ

倉敷税務署 ☎086-422-1201
税務課市民税係 ☎92-8234